



# ハグマンレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所

P1



## 千載一遇とはこのこと？

どう考えても、実際に起きたことでありながら、何と表現して良いやら言葉に出来ないような事態を体験したもので、ボツボツ記憶から消え去る夢まぼろしのお話を残しておきたいと思います。

それはある業界の全国新年賀詞交換会に参加するため前泊の東京某ホテル内でのこと、いつものフロアを間違えて、特別階のフロア専用の扉を開けたとき、反対側に立つ人が居てバツバツと顔を見合わせたその相手が旧知の女性だったことであった。

その女性は、姫路の小さなスナックに15年位勤めて近年東京方面に帰っていったと言われる愛称A子ちゃんという(45歳位)のホステスさんであった。まさか大東京の某ホテルの同じフロアのドアを反対に引こうとは？・・・

奇跡としか言い様がなく、お互い時間に迫られて何を話したかも自覚のないうちに別れてしまっただけという間に5年を経過してしまい、世界中の誰一人証人になる人も居ない面会だった訳で、己一人の作り話だったと言われても仕様が無いのです。

でも彼女が東京へ帰ってホテルのメンテナンス会社の社員として勤務中の身と、一方東京のホテルでの会合に出席の為ホテル前泊準備の一瞬の出会い事は何という絶妙のタイミングだったことでしょうか。

この話を彼女を知る姫路の知り合いの人にしてみても「へえ～、珍しいこともあるものね・・・」と一向に話題にもならないので、もうこの話は禁句になってしまった次第。

しかしよく考えてみると、このような奇跡の偶然はそうそう無い(或いは絶対に無い)かも知れないようだが、本当は目をこらして見れば、偶然の連続は日常茶飯事の中に繰り返されているような気がします。皆様いかがお考えでしょうか。



情報

## 保険金など一時所得の申告漏れに注意しましょう！

P2

所得税の確定申告期限が近づいてきました。個人事業者や不動産賃貸収入、資産の運用による収入がある方は、確定申告をしなければなりません。

そのほか、生命保険の満期保険金などのように、労働や資産の運用などによらずに得た一時的な所得についても、確定申告が必要なものがあります。このような一時的な所得を、所得税では「一時所得」といいますが、申告漏れが多い所得です。

特にサラリーマンなど例年は給与所得のみであるため、年末調整で確定申告が不要となる人については、一時所得の金額（総収入金額－収入を得るために支出した金額－50万円）を1/2にした金額が20万円を超える場合には確定申告が必要となりますので注意しましょう。

### ◆所得税の確定申告が必要なもの

- ・生命保険の一時金
- ・損害保険の満期返戻金
- ・懸賞や福引などの賞金品、当せん金品
- ・競馬の馬券や競輪の車券の払戻金
- ・借家人が収入する立退き料
- ・ストックオプション契約により株式を取得する権利を行使した場合など

### ◆所得税の確定申告の必要がないもの

- ・親族などからの贈与によって受け取った金品や不動産（別途、贈与税の確定申告が必要）
- ・病気やけがで入院したことにより受け取った入院給付金や所得補償保険金
- ・地震や火災、事故などにより資産に生じた損害に基因して収入した損害保険金
- ・香典や見舞金
- ・出産育児一時金
- ・宝くじの当せん金など

### □生命保険の保険金を受け取ったときは注意！

生命保険金を受け取った場合、保険料負担者や受取人が誰なのかによって、かかる税金の種類が異なります。

例えば、保険料の負担者と保険金の受取人が同じ場合は、所得税がかかります。

また、生命保険会社等は、個人に生命保険金等を支払った際、税務署に支払調書（支払報告書）を提出することになっており、税務署は個人の確定申告書と支払調書を突き合わせることで、申告漏れがないかをきちんとチェックしていますので、申告漏れには気をつけましょう。

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。  
会社名 \_\_\_\_\_

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛  
TEL \_\_\_\_\_

FAX 079-288-0997  
FAX \_\_\_\_\_



情報

## 2016年4月よりジュニアNISAが始まります！

ジュニアNISAとは0歳～19歳の国内居住者が、1年間の上限80万円（買付の約定金額ベース）以内で、ジュニアNISA口座を通して上場株式等を購入し運用すると、そこから生ずる配当金、分配金、譲渡益等が非課税になると言ったものです。この制度が、今年の4月より始まります。

このジュニアNISAは、成人NISA（現行のNISA）とは異なる部分もあり注意が必要です。今回は、その注意点についてご紹介致します。

### ◆ジュニアNISAにおける注意点

#### ①ジュニアNISAで運用した資金は、引き出し制限がある

ジュニアNISAでは口座名義人である未成年者がその年の3月31日において18歳である年の前年12月31日まで、原則としてジュニアNISA口座もしくは課税ジュニアNISA口座から上場株式等や資金等を引き出す事ができません。万が一、引き出してしまうと今まで非課税で受領した配当金や譲渡益等についてこれらの口座から払出時に配当金の支払や譲渡があったとみなして課税されますので注意が必要です。

#### ②運用管理者になれるのは、口座開設者本人の2親等内の親族に限られる

ジュニアNISAでは、口座名義人である本人とその本人の運用を管理する運用管理者を設定しなければなりません。多くは、本人の父、母が運用管理者となると思いますが、祖父母も運用管理者になれる。しかし、曾祖父母は3親等になりますので運用管理者にはなれませんので注意が必要です。

#### ③相続対策としては必ずしも有効と言えない部分がある

ジュニアNISAの口座名義人である本人の資金は、多くは祖父母や父母からの贈与資金となる事が多いと思いますが、万が一祖父母や父母がお亡くなりになり相続開始が発生し、且つ口座名義人である本人が相続又は遺贈により財産を取得していた場合、その贈与資金は生前贈与加算の対象となり、その贈与資金は相続税の課税価格に参入されてしまいます。

更に、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した全ての者に係る相続税の課税価格が遺産に係る基礎控除額を超えていた場合、相続税が発生する事になると思われます。相続税が発生する状況で尚且つ祖父母からの贈与で且つ父母が存命の場合は、相続税の2割加算の対象になりますので注意が必要です。もし教育資金としての贈与をお考えであれば、『教育資金の一括贈与の制度』を活用する方法もあります。この制度を利用し、祖父母もしくは父母からお子様やお孫様に教育資金を1,500万円贈与し、且つお子様やお孫様がその贈与資金を教育資金として完全に使い切れれば、その贈与資金は、万が一相続開始が発生しても生前贈与加算の対象にはなりません。

お客様の状況は様々であると思います。もし、このジュニアNISA制度を利用するかどうか迷っていらっしゃる方がおられましたら、是非当事務所までご相談下さい。事務所のスタッフが精一杯対応させていただきます。  
(記事担当：新堂)

※今後ハクシオンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない  
会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛  
TEL

FAX 079-288-0997  
FAX